

第1回東京都メディカルコントロール協議会 会議録（協議結果）

1 第1部

執行機関である東京都を代表し、東京消防庁消防総監、東京都総務局長、東京都福祉保健局長からそれぞれ挨拶があった。

続いて、新たに協議会委員として選出された23名の委員の紹介が事務局より行われた。また、委員を代表し、島崎委員に対し、消防総監より委嘱状が交付された。

2 第2部

(1) 「東京都メディカルコントロール協議会設置要綱」説明

会議資料1及び2を踏まえ、会議資料3のとおり、事務局から説明があった。

また、平成21年10月30日をもって設置された（新）東京都メディカルコントロール協議会と、同日付けで廃止された（旧）東京都メディカルコントロール協議会の相違点等について、以下の事項が確認された。

- ① 旧協議会の協議事項はすべて、新協議会にそのまま継承されること。
- ② その上で、新協議会には、新たな協議事項及び担任事項が追加されること。
- ③ このため、全ての協議事項に対し、新協議会の担任事項（協力要請等）が適用されること。
- ④ 新協議会は多方面に影響力を有すが、執行機関は東京都であり、協議会はいくまでその附属機関であること。

等が確認された。

なお、設置要綱に定める協議事項の記載上、前段で消防法に定める「実施基準」に関する事項を挙げ、後段に「救急処置基準」に関する事項を掲げていることに関し、事務局より、「実施基準と救急処置基準は互いに重なる部分もあるが、異なるものであるため、消防法に定める協議事項（実施基準）を優先して前掲している」との説明があった。

(2) 会長及び会長代理選出

東京都メディカルコントロール協議会設置要綱（会議資料3）第7条第1項に基づき、委員の互選により、島崎委員が会長に選出された。

続いて同要綱第7条第3項に基づき、島崎会長の指名により、山本委員が会長代理に選出された。

(3) 「東京都メディカルコントロール協議会専門委員会運営要綱」説明

会議資料4のとおり、事務局から説明があった。

東京都メディカルコントロール協議会と救急医療対策協議会との関係について、今後さらなる連携の強化が必要であることが確認された。

病院前救護のデータと搬送先医療機関における診療データ（確定診断や転帰情報）とのマッチングによる精度の高い「実施基準」の検証（調査・分析・評価）について、本協議会において協議することが確認された。

また今後、この協議を事後検証委員会に委ねるべきか、新たな専門委員会を設けて協議すべきかについては、各専門委員会の役割を再度精査するとともに、協議し、対応していくこととなった。

(4) 専門委員会委員長選出

東京都メディカルコントロール協議会設置要綱（会議資料3）第9条第2項に基づき、島崎会長より、旧協議会の専門委員会委員（会議資料5）が各専門委員会の委員として推薦された。

また、東京都メディカルコントロール協議会専門委員会運営要綱（会議資料4）第3条に基づき、島崎会長の指名により、山本委員が事後検証委員会委員長に、古賀委員が指示指導医委員会委員長に、有賀委員が救急処置基準委員会委員長に、行岡委員が救急隊員の教育に関する委員会委員長に、それぞれ選出された。

(5) 今後のスケジュールについて

次回の協議会開催を平成22年2月頃に予定する旨、確認された。

また、実施基準については、現存する制度を整理することで概ね対応できること、今後早急に協議会としての意見をまとめ、公表することが確認された。

以上